

事 務 連 絡
平成25年5月30日

各都道府県教育委員会
学校図書館担当課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について

政府の地方分権改革推進本部においては、国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて、継続的に検討が行われています。その検討等を踏まえ、平成25年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」においては、「公立図書館と学校施設を併せて整備する場合の学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨、留意事項等について各地方公共団体に通知する」ことが盛り込まれたところです。

つきましては、学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に当たって留意すべき事項を下記の通りお知らせしますので、学校図書館法等の関係法令の趣旨を踏まえ、学校図書館の活性化を図っていただくとともに、域内市（区）町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含まれます。また、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいいます。

記

1 学校図書館の一般公衆利用について

学校図書館法（昭和28年法律第185号）第4条第2項には「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる」と一般公衆利用についての規定が置かれていますが、学校図書館の目的は、同法第2条が規定するとおり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒や教員の利用に供することによって、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」にあります。すなわち、学校図書館においては、児童生徒や教員が学校図書館を利用しようとしたとき、一般公衆の利用によってそれが妨げられることのないよう、児童生徒及び教職員の優先的な利用を担保する施設整備及び運用が行われることが必要です。

2 学校図書館と公立図書館の施設の一体的整備について

学校図書館については、学校図書館法第2条において、その目的が1. で上述したように定められている一方、公立図書館については、図書館法第2条第1項において、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されており、学校図書館と公立図書館とはその目的が異なることから、それらの施設・設備の整備に当たっては、それぞれの目的が十分に達成されるようにする必要があります。また、学校図書館法第3条には「学校には学校図書館を設けなければならない」と規定されていることから、学校に学校図書館を設けずに、本来の目的が異なる公立図書館をもってその代用とすることはできません。

ただし、これらの規定は、学校図書館と公立図書館を一棟の建築物の中で隣接して配置するよう設計することまでを禁ずる趣旨ではなく、関係法令の趣旨を十分に踏まえた上で、一定の配慮の下に学校施設を公立図書館施設と一体的に整備することは、地域の学習拠点を集約化し、学校と地域の連携を高めるとともに、学校の教育活動の充実や学校図書館の機能の高度化を図る上で有益と考えられます。

学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に関する参考事例

○認められる例

- ・放課後や休日に限定して、学校図書館を一般公衆に開放する。
- ・公立図書館のスペースと学校図書館のスペースを隣接して配置し、その境界を可動式間仕切りにより区切ることで、平日の授業時間等における児童生徒の学習活動の妨げにならないよう配慮するとともに、放課後や休日においては、その間仕切りを外すことで一般公衆が学校図書館のスペースも公立図書館のスペースと一体的に利用できるようにする。

等

○認められない例

- ・学校図書館について、曜日や時間帯、形態を問わず、一般公衆の自由な利用を認めることにより、児童生徒の学習に妨げが生じる。
- ・一般公衆への貸出しにより、学校図書館の資料が一時的に不足し、児童生徒や教職員の利用に支障が生じる。
- ・公立図書館のスペースを学校図書館の代用とすることにより、児童生徒や教員の利用が制限される。

等

<本件担当>

児童生徒課企画係

TEL 03-6734-3054 (直通)

FAX 03-6734-3735

E-mail gaktosyo@mext.go.jp

参照条文【抜粋】

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。（略）

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。